## 議案第9号

関市医学生等修学研修資金貸与条例の一部改正について

関市医学生等修学研修資金貸与条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年2月19日提出

関市長 尾 関 健 治

## 提案理由

修学研修資金の返還に係る貸付利息の計算方法を改めるため、この条例を定め ようとする。

## 関市医学生等修学研修資金貸与条例の一部を改正する条例

関市医学生等修学研修資金貸与条例(平成23年関市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「複利計算した」を「計算した」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の関市医学生等修学研修資金貸与条例(以下「改正後の条例」という。) 第13条第1項の規定は、施行の日以後に返還すべき日が到来する医学生修学 資金及び研修資金(以下「修学研修資金」という。)について適用し、同日前 に返還すべき日が到来する修学研修資金については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、返還すべき日が確定しない修学研修資金を施行の日以 後に返還するときは、同日以後に返還すべき日が到来するものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に関市医学生等修学研修資金貸与条例第14条第1項の規定により返還の猶予を受けている修学研修資金は、改正前の同条例第13 条第1項の規定にかかわらず、改正後の条例第13条第1項の規定により返還するものとする。